

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部  
を改正する訓令の制定について

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令

教員特殊業務手当の支給に関する規程（平成20年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に規定する業務のうち市立学校の管理下において行われる部活動における生徒等に対する指導の業務 当該業務に従事した日において、業務に従事した時間（学年始休業、夏季休業、秋季休業、冬季休業又は学年末休業の日においては、正規の勤務時間外に業務に従事した時間に限る。）が30分以上に及ぶもの

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に規定する業務のうち学校行事として行われる保健及び安全的行事における生徒等に対する指導の業務 週休日若しくは条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が30分以上に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で30分以上に及ぶもの

第3条第3号及び第4号中「4, 800円」を「5, 100円」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に掲げる業務

ア 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が2時間30分以上であるとき。 2, 700円

イ 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が1時間30分以上2時間30分未満であるとき。 1, 800円

ウ 業務に従事した時間が1時間30分以上であるとき（ア及びイに掲げるときを除く。）。 1, 800円

エ 業務に従事した時間が1時間30分未満であるとき。 1,300円

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

教員特殊業務手当の額を改定すること等のため、この訓令を制定するものである。

教員特殊業務手当の支給に関する規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 略 (支給内容)</p> <p>第2条 規則別表支給を受ける者の欄に規定する当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項に規定する業務 週休日若しくは川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。)第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が1時間以上に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で1時間以上に及ぶもの</p> <p>(2) 規則別表教員特殊業務手当(2)及び(3)の項に規定する業務 当該業務に従事した日において、業務に従事した時間が8時間程度に及ぶもの</p> <p>(3) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に規定する業務<u>のうち市立学校の管理下において行われる部活動における生徒等に対する指導の業務</u><u>当該業務に従事した日において、業務に従事した時間(学年始休業、夏季休業、秋季休業、冬季休業又は学年末休業の日においては、正規の勤務時間外に業務に従事した時間に限る。)</u><u>が30分以上に及ぶもの</u></p> <p>(4) <u>規則別表教員特殊業務手当(4)の項に規定する業務のうち学校行事として行われる保健及び安全的行事における生徒等に対する指導の業務</u><u>週休日若しくは条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が30分以上に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で30分以上に及ぶもの</u></p> <p>(5) 規則別表教員特殊業務手当(5)の項に規定する業務 週休日若しくは条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が2</p>	<p>第1条 略 (支給内容)</p> <p>第2条 規則別表支給を受ける者の欄に規定する当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項に規定する業務 週休日若しくは川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。)第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が1時間以上に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で1時間以上に及ぶもの</p> <p>(2) 規則別表教員特殊業務手当(2)及び(3)の項に規定する業務 当該業務に従事した日において、業務に従事した時間が8時間程度に及ぶもの</p> <p>(3) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に規定する業務 <u>週休日若しくは条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が1時間以上(高等学校に勤務する者にあつては2時間以上。以下この号において同じ。)</u><u>に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で1時間以上に及ぶもの</u></p> <p>(新設)</p> <p>(4) 規則別表教員特殊業務手当(5)の項に規定する業務 週休日若しくは条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が2</p>

改正後	改正前
<p>時間以上に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で2時間以上に及ぶもの</p> <p>2 規則別表教員特殊業務手当(2)の項支給を受ける者の欄に規定する修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、及び実施するものに限る。)のうち教育委員会が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校行事として行う修学旅行及び遠足</p> <p>(2) 林間学校及び臨海学校</p> <p>(3) スキー学校、移動教室その他これらに類するもの</p> <p>3 規則別表教員特殊業務手当(3)の項支給を受ける者の欄に規定する対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものは、国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であって、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの(前項に規定するものを除く。)とする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 規則別表教員特殊業務手当(1)から(5)までの各項額の欄に規定する当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ教育委員会が定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄アの業務</p> <p>ア 業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 8,000円(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第24条の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された非常災害時における生徒、児童若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は16,000円)</p> <p>イ 業務に従事した時間が4時間未満であるとき。 4,000円</p> <p>(2) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄イ及びウの業務</p> <p>ア 業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 8,000円</p>	<p>時間以上に及ぶもの又はその他の日において業務に従事した時間が正規の勤務時間外で2時間以上に及ぶもの</p> <p>2 規則別表教員特殊業務手当(2)の項支給を受ける者の欄に規定する修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、及び実施するものに限る。)のうち教育委員会が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校行事として行う修学旅行及び遠足</p> <p>(2) 林間学校及び臨海学校</p> <p>(3) スキー学校、移動教室その他これらに類するもの</p> <p>3 規則別表教員特殊業務手当(3)の項支給を受ける者の欄に規定する対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものは、国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であって、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの(前項に規定するものを除く。)とする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 規則別表教員特殊業務手当(1)から(5)までの各項額の欄に規定する当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ教育委員会が定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄アの業務</p> <p>ア 業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 8,000円(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第24条の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された非常災害時における生徒、児童若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は16,000円)</p> <p>イ 業務に従事した時間が4時間未満であるとき。 4,000円</p> <p>(2) 規則別表教員特殊業務手当(1)の項支給を受ける者の欄イ及びウの業務</p> <p>ア 業務に従事した時間が4時間以上であるとき。 8,000円</p>

改正後	改正前
<p>イ 業務に従事した時間が4時間未満であるとき。 4,000円</p> <p>(3) 規則別表教員特殊業務手当(2)の項に掲げる業務</p> <p>ア 宿泊を伴うとき。 <u>5,100円</u></p> <p>イ 宿泊を伴わないとき。 1,100円</p> <p>(4) 規則別表教員特殊業務手当(3)の項に掲げる業務 <u>5,100円</u></p> <p>(5) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に掲げる業務</p> <p><u>ア 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が2時間30分以上であるとき。 2,700円</u></p> <p><u>イ 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が1時間30分以上2時間30分未満であるとき。 1,800円</u></p> <p><u>ウ 業務に従事した時間が1時間30分以上であるとき(ア及びイに掲げるときを除く。)。 1,800円</u></p> <p><u>エ 業務に従事した時間が1時間30分未満であるとき。 1,300円</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>イ 業務に従事した時間が4時間未満であるとき。 4,000円</p> <p>(3) 規則別表教員特殊業務手当(2)の項に掲げる業務</p> <p>ア 宿泊を伴うとき。 <u>4,800円</u></p> <p>イ 宿泊を伴わないとき。 1,100円</p> <p>(4) 規則別表教員特殊業務手当(3)の項に掲げる業務 <u>4,800円</u></p> <p>(5) 規則別表教員特殊業務手当(4)の項に掲げる業務</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>ア 高等学校教育職給料表の適用を受ける者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第3項に規定する長期にわたる研修(以下「長期研修」という。))として川崎市立川崎高等学校附属中学校に派遣されている者を除く。)及び長期研修として川崎市立川崎高等学校に派遣されている者</u></p> <p><u>(ア) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が3時間以上であるとき。 2,700円</u></p> <p><u>(イ) 業務に従事した時間が3時間以上であるとき((ア)に掲げるときを除く。)。 1,350円</u></p> <p><u>(ウ) 業務に従事した時間が2時間以上3時間未満であるとき。 700円</u></p> <p>円</p> <p><u>イ 義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける者のうち小学校及び中学校に勤務するもの(特別支援学級を担当するものを除く。)並びに長期研修として川崎市立川崎高等学校附属中学校に派遣されている者</u></p> <p><u>(ア) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従</u></p>

改正後	改正前
<p>(削る)</p> <p>(6) 規則別表教員特殊業務手当(5)の項に掲げる業務 1,000円</p>	<p><u>事した時間が3時間以上であるとき。 2,700円</u></p> <p><u>(イ) 業務に従事した時間が3時間以上であるとき((ア)に掲げるときを除く。)。 1,350円</u></p> <p><u>(ウ) 業務に従事した時間が1時間以上3時間未満であるとき。350円</u></p> <p><u>ウ 義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける者のうち特別支援学校に勤務するもの並びに小学校及び中学校の特別支援学級を担当するもの</u></p> <p><u>(ア) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が3時間以上であるとき。 2,700円</u></p> <p><u>(イ) 週休日又は条例第10条第1項に規定する休日等において業務に従事した時間が2時間以上3時間未満であるとき。 1,350円</u></p> <p><u>(ウ) 業務に従事した時間が2時間以上であるとき((ア)及び(イ)に掲げるときを除く。)。 1,350円</u></p> <p><u>(エ) 業務に従事した時間が1時間以上2時間未満であるとき。 700円</u></p> <p>(6) 規則別表教員特殊業務手当(5)の項に掲げる業務 1,000円</p>

○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則

平成20年3月31日規則第21号

別表（抜粋）

種類	業務	支給を受ける者	額
教員特殊 業務手当	(1)	<p>条例第15条第1項第1号に掲げる業務</p> <p>川崎市立学校（川崎市立看護大学を除く。以下「市立学校」という。）の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した市立学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手（以下「教諭等」という。）</p> <p>ア 非常災害時における生徒、児童又は幼児（以下「生徒等」という。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</p> <p>イ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>ウ 生徒等に対する緊急の補導の業務</p>	<p>従事した日1日につき350円から8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会が定めるものに限る。）の際に、生徒等の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は、16,000円）までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p>
	(2)	<p>条例第15条第1項</p> <p>修学旅行、林間学校、臨海学校等（市立学校が計画し、</p>	<p>従事した日1日につき350円から8,000円までの範囲内で、当該業</p>

	第2号に掲げる業務	及び実施するものに限る。)のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒等を引率して行う指導の業務(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した市立学校の教諭等	務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
(3)	条例第15条第1項第3号に掲げる業務	対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)第10条第1項に規定する休日等に行うもの(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した市立学校の教諭等	従事した日1日につき350円から8,000円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
(4)	条例第15条第1項第4号に掲げる業務	市立学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は	従事した日1日につき350円から8,000円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委

		務	学校行事として行われる保健及び安全的行事における生徒等に対する指導の業務 (当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。) に従事した市立学校の教諭等	員会が定める額
(5)	条例第15条第1項第5号に掲げる業務	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。) に従事した川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の教諭等	従事した日1日につき350円から8,000円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額	

(休日勤務手当)

**第10条** 職員には、正規の勤務日が勤務時間条例第7条第1項に規定する休日（勤務時間条例第7条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）に当たっても正規の給与を支給する。

2 略

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する  
規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 図書館（図書館分館にあつては、麻生図書館柿生分館に限る。）の項を次のように改める。

図書館	図書館（中原図書館を除く。）に勤務する職員	38時間45分 （館長）	1 8：30～ 17：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
			2 10：30～ 19：15		
	中原図書館に勤務する職員	38時間45分 （館長）	1 8：30～ 17：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
			2 10：30～ 19：15		
			3 12：30～ 21：15		

別表第2 中

「

小学校に勤務する給食調理業務に従事する職員	38時間45分 （校長）	1 7：30～ 16：15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
		2 7：40～ 16：25		
		3 8：00～ 16：45		

」

を

「

小学校に勤務する給食調理業務に従事する職員	38時間45分 （校長）	1 7：30～ 16：15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
		2 7：40～ 16：25		
		3 8：00～ 16：45		
時差勤務をしている職員（小学校、中学校、高等学校（全日制）及	4週間を通じ1週間につき38時間45分（学校栄養職及び	1 7：00～ 15：30	勤務時間の途中において45分	4週間を通じ8日以上（学校栄養職及び学校
		2 7：15～ 15：45		
		3 7：30～		

び特別支援学校に勤務する教育職員並びに学校栄養職及び学校事務職である職員)	学校事務職である職員にあつては、38時間45分) (校長)	16:00		事務職である職員にあつては、日曜日及び土曜日)				
		4 7:45～16:15						
		5 8:00～16:30						
		6 8:15～16:45						
		7 8:30～17:00						
		8 8:45～17:15						
		9 9:00～17:30						
		10 9:15～17:45						
		11 9:30～18:00						
		12 9:45～18:15						
		13 10:00～18:30						
		時差勤務をしている職員 (高等学校 (定時制) に勤務する教育職員)			4週間を通じ1週間につき38時間45分 (校長)	1 11:00～19:30	勤務時間の途中において45分	4週間を通じ8日以上
						2 11:15～19:45		
3 11:30～20:00								
4 11:45～20:15								
5 12:00～20:30								
6 12:15～20:45								
7 12:30～21:00								
8 12:45～21:15								
9 13:00～21:30								
10 13:15～21:45								
11 13:30～22:00								
時差勤務をしている職員 (	38時間45分 (校長)	1 7:00～15:45	勤務時間の途中において	日曜日及び土曜日				

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する用務に従事する職員及び給食調理業務に従事する職員並びに高等学校（全日制）に勤務する一般事務職である職員)		2 7:15～ 16:00	て1時間	
		3 7:30～ 16:15		
		4 7:45～ 16:30		
		5 8:00～ 16:45		
		6 8:15～ 17:00		
		7 8:30～ 17:15		
		8 8:45～ 17:30		
		9 9:00～ 17:45		
		10 9:15～ 18:00		
		11 9:30～ 18:15		
		12 9:45～ 18:30		
		13 10:00～ 18:45		
	時差勤務をしている職員（高等学校（定時制）に勤務する一般事務職である職員）	38時間45分 (校長)		1 11:00～ 19:45
		2 11:15～ 20:00		
		3 11:30～ 20:15		
		4 11:45～ 20:30		
		5 12:00～ 20:45		
		6 12:15～ 21:00		
		7 12:30～ 21:15		
		8 12:45～ 21:30		
		9 13:00～ 21:45		
		10 13:15～ 22:00		

に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 制 定 理 由

市立学校に時差勤務を導入すること等のため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めるものを除き、教育委員会の任命に係る職員の勤務時間、休憩時間及び週休日（以下「勤務時間等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において、「教育職員」とは、職員のうち校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手である職員をいう。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間等は、次のとおりとする。</p> <p>勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>休憩時間 正午から午後1時まで</p> <p>週休日 日曜日及び土曜日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学校に勤務する職員の勤務時間等は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員の勤務時間等については、別表第4に定めるとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めるものを除き、教育委員会の任命に係る職員の勤務時間、休憩時間及び週休日（以下「勤務時間等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において、「教育職員」とは、職員のうち校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手である職員をいう。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間等は、次のとおりとする。</p> <p>勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>休憩時間 正午から午後1時まで</p> <p>週休日 日曜日及び土曜日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学校に勤務する職員の勤務時間等は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員の勤務時間等については、別表第4に定めるとおりとする。</p>

改正後						改正前					
<p>6 前各項の規定にかかわらず、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第7条の2第1項の規定により代休日を指定して休日に勤務を命ずる場合において業務の都合により必要と認めるときは、所属長は、前各項の規定により定められた当該休日における職員の勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> <p>7 所属長は、業務の都合により必要と認めるときは、第1項から第5項までに規定する職員の勤務時間及び休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> <p>（その他の職員に関する勤務時間等）</p> <p>第3条 前条に定めるもののほか、勤務内容等が別表第1から別表第4までに規定する職員と同等又はこれに相当する職員については、教育長が定める。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>						<p>6 前各項の規定にかかわらず、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第7条の2第1項の規定により代休日を指定して休日に勤務を命ずる場合において業務の都合により必要と認めるときは、所属長は、前各項の規定により定められた当該休日における職員の勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> <p>7 所属長は、業務の都合により必要と認めるときは、第1項から第5項までに規定する職員の勤務時間及び休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> <p>（その他の職員に関する勤務時間等）</p> <p>第3条 前条に定めるもののほか、勤務内容等が別表第1から別表第4までに規定する職員と同等又はこれに相当する職員については、教育長が定める。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>					
所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日	所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日
共通	時差勤務 (職員の申請を考慮した第2条第1項の勤務時間と異	38時間45分(所属長)	時差勤務 (1) 7:30~16:15 (2) 8:00~16:45	12:00~13:00 (この表の種別の欄に掲げる職員については、	日曜日及び土曜日。 ただし、この表の種別の欄に掲げる職員につい	共通	時差勤務 (職員の申請を考慮した第2条第1項の勤務時間と異	38時間45分(所属長)	時差勤務 (1) 7:30~16:15 (2) 8:00~16:45	12:00~13:00 (この表の種別の欄に掲げる職員については、	日曜日及び土曜日。 ただし、この表の種別の欄に掲げる職員につい

改正後					改正前						
	なる勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をしている職員		(3) 9:00~17:45 (4) 9:30~18:15 (5) 10:00~18:45	時差勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の休憩時間として定められている時間)	ては、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の週休日として定められている日		なる勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をしている職員		(3) 9:00~17:45 (4) 9:30~18:15 (5) 10:00~18:45	時差勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の休憩時間として定められている時間)	ては、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の週休日として定められている日
	ランチタイムシフト勤務(職員)の申請を考慮した第2条第1項の休憩時間と異なる休憩時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をしている職員	38時間45分(所属長)	8:30~17:15 (この表の種別の欄に掲げる職員については、ランチタイムシフト勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の勤務時間として定められている時間)	11:30~12:30又は12:30~13:30	日曜日及び土曜日。ただし、この表の種別の欄に掲げる職員については、ランチタイムシフト勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の週休日として定められて		ランチタイムシフト勤務(職員)の申請を考慮した第2条第1項の休憩時間と異なる休憩時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をしている職員	38時間45分(所属長)	8:30~17:15 (この表の種別の欄に掲げる職員については、ランチタイムシフト勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の勤務時間として定められている時間)	11:30~12:30又は12:30~13:30	日曜日及び土曜日。ただし、この表の種別の欄に掲げる職員については、ランチタイムシフト勤務に係る勤務時間が割り振られる直前の勤務の週休日として定められて

改正後						改正前					
					いる日						いる日
学校給食センター	学校給食センターに勤務する職員（一般事務職である職員を除く。）	38時間45分（所長）	1 7：45～16：30 2 8：30～17：15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	学校給食センター	学校給食センターに勤務する職員（一般事務職である職員を除く。）	38時間45分（所長）	1 7：45～16：30 2 8：30～17：15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
図書館	図書館（中原図書館を除く。）に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日	図書館（ <u>図書館分館</u> にあっては、 <u>麻生図書館柿生分館に限る。</u> ）	図書館（中原図書館及び麻生図書館柿生分館を除く。）に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
			2 10：30～19：15						2 10：30～19：15		
	中原図書館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 10：30～19：15 3 12：30～21：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日		中原図書館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 10：30～19：15 3 12：30～21：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
							麻生図書館柿生分館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 9：30～18：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
日本民家	日本民家	38時間45分	8：45～17：15	勤務時間	月曜日及	日本民家	日本民家	38時間45分	8：45～17：15	勤務時間	月曜日及

改正後						改正前					
園	園に勤務する職員	分（園長）	30	の途中において1時間	び4週間を通じ4日	園	園に勤務する職員	分（園長）	30	の途中において1時間	び4週間を通じ4日
青少年科学館	青少年科学館に勤務する職員	38時間45分（館長）	8：45～17：30	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び4週間を通じ4日	青少年科学館	青少年科学館に勤務する職員	38時間45分（館長）	8：45～17：30	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び4週間を通じ4日

備考

- この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、4週間を平均して1週間の勤務時間が同欄の時間数を超えない範囲で、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振り等を行うものとする。
- この表中勤務時間及び休憩時間の欄における時間の表記は、24時制によるものである。

別表第2（第2条関係）

所属	種別	1週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）	勤務時間	休憩時間	週休日
学校	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分（校長）	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間と	4週間を通じ8日以上

備考

- この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、4週間を平均して1週間の勤務時間が同欄の時間数を超えない範囲で、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振り等を行うものとする。
- この表中勤務時間及び休憩時間の欄における時間の表記は、24時制によるものである。

別表第2（第2条関係）

所属	種別	1週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）	勤務時間	休憩時間	週休日
学校	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分（校長）	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日以上

改正後					改正前						
小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分 (校長)	1	8:10 ~16:40	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分 (校長)	1	8:10 ~16:40	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日
		2	8:15 ~16:45					2	8:15 ~16:45		
		3	8:20 ~16:50					3	8:20 ~16:50		
		4	8:25 ~16:55					4	8:25 ~16:55		
		5	8:30 ~17:00					5	8:30 ~17:00		
高等学校(全日制)に勤務する一般事務職である職員	38時間45分 (校長)	1	8:30 ~17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	高等学校(全日制)に勤務する一般事務職である職員	38時間45分 (校長)	1	8:30 ~17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
高等学校(定時制)に勤務する一般事務職である職員	38時間45分 (校長)	1	12:15 ~21:00	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	高等学校(定時制)に勤務する一般事務職である職員	38時間45分 (校長)	1	12:15 ~21:00	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
		2	13:00 ~21:45					2	13:00 ~21:45		
		3	13:05 ~21:50					3	13:05 ~21:50		
		4	13:10 ~21:55					4	13:10 ~21:55		
		5	13:15 ~22:00					5	13:15 ~22:00		
小学校、中学	38時間45分	1	7:45	勤務時間の途中	日曜日	小学校、中学	38時間45分	1	7:45	勤務時間の途中	日曜日

改正後					改正前				
校、高等学校及び特別支援学校に勤務する用務に従事する職員	(校長)	～16:30	中において1時間	及び土曜日	校、高等学校及び特別支援学校に勤務する用務に従事する職員	(校長)	～16:30	において1時間	及び土曜日
		2 8:00～16:45					2 8:00～16:45		
小学校に勤務する給食調理業務に従事する職員	38時間45分 (校長)	1 7:30～16:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	小学校に勤務する給食調理業務に従事する職員	38時間45分 (校長)	1 7:30～16:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
		2 7:40～16:25					2 7:40～16:25		
		3 8:00～16:45					3 8:00～16:45		
<u>時差勤務をしている職員(小じ1週間に学校、中学校、高等学校(全日制)及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに学校栄養職及び学校事務職である職員)</u>	<u>4週間を通じつき38時間45分(学校栄養職及び学校事務職である職員) (校長)</u>	<u>1 7:00～15:30</u>	<u>勤務時間の途中において45分</u>	<u>4週間を通じ8日以上(学校栄養職及び学校事務職である職員にあつては、日曜日及び土曜日)</u>					
		<u>2 7:15～15:45</u>							
		<u>3 7:30～16:00</u>							
		<u>4 7:45～16:15</u>							
		<u>5 8:00～16:30</u>							
		<u>6 8:15～16:45</u>							
		<u>7 8:30～17:00</u>							
		<u>8 8:45～17:15</u>							
					(新設)				

改正後						改正前					
				<u>9 9 : 00</u>							
				<u>~17 : 30</u>							
				<u>10 9 : 15</u>							
				<u>~17 : 45</u>							
				<u>11 9 : 30</u>							
				<u>~18 : 00</u>							
				<u>12 9 : 45</u>							
				<u>~18 : 15</u>							
				<u>13 10 : 00</u>							
				<u>~18 : 30</u>							
		<u>時差勤務をし</u>	<u>4週間を通</u>	<u>1 11 : 00</u>	<u>勤務時間の途</u>	<u>4週間</u>					
		<u>ている職員(高</u>	<u>じ1週間に</u>	<u>~19 : 30</u>	<u>中において45</u>	<u>を通じ</u>					
		<u>等学校(定時</u>	<u>つき38時間</u>	<u>2 11 : 15</u>	<u>分</u>	<u>8日以</u>					
		<u>制)に勤務する</u>	<u>45分(校長</u>	<u>~19 : 45</u>		<u>上</u>					
		<u>教育職員)</u>		<u>3 11 : 30</u>							
				<u>~20 : 00</u>							
				<u>4 11 : 45</u>							
				<u>~20 : 15</u>							
				<u>5 12 : 00</u>							
				<u>~20 : 30</u>							
				<u>6 12 : 15</u>							
				<u>~20 : 45</u>							
				<u>7 12 : 30</u>							
				<u>~21 : 00</u>							
				<u>8 12 : 45</u>							
				<u>~21 : 15</u>							
				<u>9 13 : 00</u>							

改正後						改正前					
				～21:30							
				10 13:15							
				～21:45							
				11 13:30							
				～22:00							
		時差勤務をし ている職員(小 学校、中学校、 高等学校及び 特別支援学校 に勤務する用 務に従事する 職員及び給食 調理業務に従 事する職員並 びに高等学校 (全日制)に勤 務する一般事 務職である職 員)	38時間45分 (校長)	1 7:00	勤務時間の途 中において1 時間	日曜日 及び土 曜日					
				～15:45							
				2 7:15							
				～16:00							
				3 7:30							
				～16:15							
				4 7:45							
				～16:30							
				5 8:00							
				～16:45							
				6 8:15							
				～17:00							
				7 8:30							
				～17:15							
				8 8:45							
				～17:30							
				9 9:00							
				～17:45							
				10 9:15							
				～18:00							
				11 9:30							
				～18:15							

改正後						改正前					
			<u>12 9 : 45</u>								
			<u>~18 : 30</u>								
			<u>13 10 : 00</u>								
			<u>~18 : 45</u>								
	<u>時差勤務をし</u>	<u>38時間45分</u>	<u>1 11 : 00</u>	<u>勤務時間の途</u>	<u>日曜日</u>						
	<u>ている職員(高</u>	<u>(校長)</u>	<u>~19 : 45</u>	<u>中において1</u>	<u>及び土</u>						
	<u>等学校(定時</u>		<u>2 11 : 15</u>	<u>時間</u>	<u>曜日</u>						
	<u>制)に勤務する</u>		<u>~20 : 00</u>								
	<u>一般事務職で</u>		<u>3 11 : 30</u>								
	<u>ある職員)</u>		<u>~20 : 15</u>								
			<u>4 11 : 45</u>								
			<u>~20 : 30</u>								
			<u>5 12 : 00</u>								
			<u>~20 : 45</u>								
			<u>6 12 : 15</u>								
			<u>~21 : 00</u>								
			<u>7 12 : 30</u>								
			<u>~21 : 15</u>								
			<u>8 12 : 45</u>								
			<u>~21 : 30</u>								
			<u>9 13 : 00</u>								
			<u>~21 : 45</u>								
			<u>10 13 : 15</u>								
			<u>~22 : 00</u>								
備考						備考					
1 この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。						1 この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。					
2 この表中勤務時間の欄における時間の表記は、24時間制によるもので						2 この表中勤務時間の欄における時間の表記は、24時間制によるもので					

改正後	改正前
ある。 別表第3～別表第4 略	ある。 別表第3～別表第4 略